



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

# 事務所通信

発行：社会保険労務士 高橋俊一事務所

〒960-8053 福島県福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま6階

TEL 024-597-8206 FAX 024-597-8207

## トピックス 「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果 平成30年度は約7割で法令違反

厚生労働省から、「平成30年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果」が公表されました。今回の重点監督は、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や若の使い捨てが疑われる事業場などを含め、労働基準関係法令の違反が疑われる8,494事業場に対して集中的に実施されたものです（平成30年11月に実施）。そのポイントを確認しておきましょう。

### ..... 「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果のポイント【平成30年度】 .....

- ① 監督指導の実施事業場：8,494事業場  
このうち、5,714事業場（全体の67.3%）で労働基準関係法令違反あり
- ② 主な違反内容〔①のうち、是正勧告書を交付した事業場〕
  - ・違法な時間外労働があったもの：2,802事業場（全体の33.0%）
  - ・賃金不払残業があったもの：463事業場（全体の5.5%）
  - ・過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：948事業場（全体の11.2%）
- ③ 主な健康障害防止に係る指導の状況〔①のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場〕
  - ・過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：4,932事業場（全体の58.1%）  
このうち、時間外・休日労働を月80時間以内に削減するよう指導したもの：2,216事業場（上記の事業場のうち44.9%。全体では26%）
  - ・労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの：1,362事業場（全体の16.0%）



### <監督指導事例> 機械器具製造業

- 1 労働者4名について、36協定で定める上限時間（月45時間）を超えて、月100時間を超える違法な時間外・休日労働（最長：月195時間30分）が認められたことから、指導を実施した。
- 2 常時50人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、安全管理者、衛生管理者、産業医を選任しておらず、安全委員会及び衛生委員会を設けていなかったことから、指導を実施した。
- 3 ストレスチェックを実施していなかったことから、指導を実施した。

★上記で紹介した監督指導事例は極端な例かもしれませんが、「時間外・休日労働を月80時間以内に削減するよう指導した」という事例が数多く紹介されています。

月80時間を超える時間外・休日労働が常態化している場合、過労死のリスクが高くなり、また、大企業においては、改正労働基準法による時間外労働の上限規制に抵触するおそれもあります。

そのような働き方をしている社員がいれば、早急に改善する必要があるでしょう。そして、最終的には、限度時間（1か月については45時間、年間36時間）以内までもっていけると安心ですね。長時間労働の削減の手法などについても、気軽にお問い合わせください。

## 届出等における添付書類及び署名・押印等の取扱いを変更(日本年金機構)

日本年金機構から、本年(2019年)4月の末頃に、「【事業主の皆様へ】届出等における添付書類及び署名・押印等の取扱いの変更について」というお知らせがありました。その内容を紹介します。

.....届出等における添付書類及び署名・押印等の取扱いの変更.....

### ●遡及した届出等における添付書類の廃止

次の表の①～④に該当する場合に、届出の事実関係を確認する書類として添付を求めていた「賃金台帳の写し及び出勤簿の写し」(被保険者が法人の役員である場合は、取締役会の議事録等)の確認書類について、今後は、事業所調査実施時に確認を行うため、届出時の添付が不要とされました。

#### <確認書類の添付が不要となる対象届書及びケース>

	届書名称	添付を求めていたケース
①	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 厚生年金保険70歳以上被用者該当届	資格取得年月日が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合
②	健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 厚生年金保険70歳以上被用者不該当届	資格喪失年月日が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合
③	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届 厚生年金	改定年月の初日(1日)が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合
④	保険70歳以上被用者月額変更届	改定後の標準報酬月額が、従前の標準報酬月額から5等級以上引き下がる場合

※上記の届書の該当ケース以外は、引き続き届出時の確認書類の添付が必要

### ●被保険者本人の署名・押印等の省略

次の表の①～④の届書等における被保険者本人の署名(または押印)について、事業主が、被保険者本人の届出の意思を確認し、届書の備考欄に、「届出意思確認済み」と記載した場合は、被保険者本人の署名または押印を省略することが可能とされました。(注)

また、電子申請及び電子媒体による届出においては、事業主が、被保険者本人の届出の意思を確認し、届書の備考欄に「届出意思確認済み」と記載した場合、委任状を省略することが可能とされました。

(注)被保険者本人の署名(または押印)が省略となった場合でも、届書等の氏名欄の記入は必要。届出の際は、住民票に登録されている氏名を記入した上で、提出する必要がある。

#### <本人署名・押印等の省略対象の届書等>

	届書名称
①	健康保険被扶養者(異動)届・国民年金第3号被保険者関係届
②	年金手帳再交付申請書
③	厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届(申出の場合)
④	厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届(終了の場合)



※上記の届書以外は、届出時に引き続き申請者本人の署名・押印等が必要

★これは、「行政手続コスト」削減を目指して実施されたものです。今後も、このような簡略化が次々に行われるかもしれませんね。このような情報も適時お伝えします。



6/10	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働保険の年度更新手続きの受付開始(～7/10)</li> <li>5月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付</li> </ul>
7/1	<ul style="list-style-type: none"> <li>5月分健康保険料・厚生年金保険料の納付</li> <li>4月決算法人の確定申告と納税・10月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)</li> <li>7月・10月・11月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)</li> </ul>

◆あしがき◆